

## 加算税・延滞税について・・・繰り返した場合は罰金が重く

修正申告や期限後申告をした場合は、いろいろなペナルティが課されます。

今回は附帯税（ペナルティ）についてまとめてみました。これらの税金は納付をしても経費となりません。

平成 28 年の税制改正において、加算税の制度が改正されました。（下記注①・②）

名 称	課される場合	税率 (増差本税に対して)	不適用 軽減	備考
過少申告加算税	期限内申告について、修正申告・更正があった場合	10% (期限内申告税額と50万のいずれか多い金額を超える部分は15%)	更正を予知しない修正申告(注①)	5千円未満不徴収
無申告加算税	①期限後申告、決定があった場合②期限後申告、決定について修正申告、更正があった場合	15%(注②) (50万円超の部分は20%)(注②) 又更正、決定を予知しない修正申告、期限後申告は5%	法定申告期限から2週間以内にされた一定の期限後申告	5千円未満不徴収
不納付加算税	源泉徴収税額について、法定納期限後に納付・納税の告知があった場合	10% (納税告知を予知しない法定納期限後の納付は5%)	法定納期限から1か月以内にされた一定の納付	5千円未満不徴収
重加算税	過少申告税などが課される場合において、仮装・隠ぺいにより申告している場合	①過少申告加算税・不納付加算税に代え35%(注②) ②無申告加算税に代え40%(注②)		5千円未満不徴収
延滞税	法定納付期限までに完納しない場合など	法定納期限から2か月以内は原則7.3%(注③)、その後は14.6%(注④)		1千円未満不徴収

(注①) 調査通知以後で更正・決定予知前に修正申告された場合は5% (50万超は10%)

(注②) 過去5年以内に無申告加算税又は重加算税が課されたことがある場合は10%加算

(注③) 例外・・・年7.3%と「特例基準割合+1%」のいずれか低い割合 **H29年は年2.7%**

(注④) 例外・・・年14.6%と「特例基準割合+7.3%」のいずれか低い割合 **H29年は年9%**